

「IoT/BD/AI 情報通信プラットフォーム」社会実装推進事業（課題Ⅱ）に係る

採択評価基準

（１）評価指標

（２）に掲げる５つの個別事項毎に評価を行い、これらの個別事項毎の評価を総括して、各採択提案書の優劣を判断するための総合評価を行う。

個別事項毎の評価は５段階で行い、それぞれの指標およびその基本的な考え方は以下の通りとする。

また、総合評価は、当該研究開発を受託する能力があるか否かの判断、および、提案者の順位付けとする。

表１ 採択評価の指標および考え方<事項別評価>

評価指標 (評価点)	考え方	備考
5	非常に優れている (4のうち、特に優れた点が認められる場合。)	コメント欄には、ポイント(着眼点)に照らし、評価点を判断した理由や着目した提案部分等を客観的かつ簡潔に記載する。 特に、改善・修正等を要する点については明瞭な記述に努める。
4	優れている (基本計画書の実現が可能であり、更に優れた点がある)	
3	普通 (基本計画書の実現が可能である。)	
2	やや劣っている (一部に改善を要すべき点が認められるが、軽微な修正等により基本計画書の実現が可能。)	
1	劣っている (大幅な修正等を行わなければ基本計画書の実現は不可能。)	

（２）評価項目

評価項目は、①～⑤の個別事項と、⑥の総合評価の計6項目とする。

各評価項目のポイントについては以下に記載するとおりとし、あわせて考え方の文例も示す。

(評価項目)

- ①-a 研究開発内容（課題Ⅰに適用する評価項目）
- ①-b 研究開発内容（課題Ⅱに適用する評価項目）
- ①-c 研究開発内容（課題Ⅲに適用する評価項目）
- ② 研究開発手法
- ③ 実施計画
- ④ 実施体制
- ⑤ その他
- ⑥ 総合評価

① 研究開発内容

<p>ポイント (着眼点)</p>	<p>【基本計画への適合性】</p> <ul style="list-style-type: none"> 提案内容が基本計画書の要求事項に適切に対応しているか。 等 <p>【研究開発の必要性】</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業化をめざす高度 AI システムに関する具体的なニーズや市場動向の説明が合理的か。 事業化に向けた課題設定が合理的か。 研究開発成果が高度 AI システムの事業化に結びつく可能性が高いか。 人工知能に関する優れた技術やアイデアを持つベンチャー企業等の果敢なる挑戦を支援する目的において、優先性・公共性が高いか。 等 <p>【提案内容の優位性】</p> <ul style="list-style-type: none"> 研究開発対象の技術・製品・サービス・ビジネスモデルは先進性・独創性が高いか。 提案者の事業化に向けた将来構想が意欲的・積極的か。 人間の能力を超えたサービスが実現できるなど、人工知能に係る技術水準が高いか。 等 <p>【研究開発の目標（アウトプット目標）の達成に向けた提案】</p> <ul style="list-style-type: none"> 提案者自ら設定する研究開発成果としてのアウトプット目標（プロトタイプ開発やトライアル分析等の到達範囲や到達水準等）は適切かつ優れているか。 その達成度を評価するために自ら設定した評価項目は適切か。 自ら設定した数値目標は意欲的か。 等 <p>【政策目標（アウトカム目標）の達成に向けた提案】</p> <ul style="list-style-type: none"> 達成度を定量的・定性的に測るために提案された指標が具体的か。 アウトカム目標の達成に向けた取組計画（事業化活動、標準化活動、体制、資金等）は具体的かつ実効的か。また、研究開発が終了した翌年度以降も意欲的な計画になっているか。 <p>【事業化の確実性】</p> <ul style="list-style-type: none"> 高度 AI システムの事業化に向けて確実性があるか。例えば、 <ul style="list-style-type: none"> - 市場性はあるか。 - 類似製品等の競合の状況はどうか。 - 知的財産権の権利化の状況はどうか。 等 	
<p>評価指標 の考え方</p>	<p>5</p> <p>4</p> <p>3</p> <p>2</p> <p>1</p>	<p>4に加えて、特に優れている点を指摘出来る。 (特に優れている点をコメント欄に明記すること。)</p> <p>提案は優れており、基本計画書に沿った成果が得られる見込みがある。</p> <p>基本計画書に沿った成果が得られる見込みがある。</p> <p>基本計画書に沿った成果が得られる見込みが低い。</p> <p>基本計画書に沿った成果が得られる見込みが極めて低い。</p> <p>※「①-b 研究開発内容」については、上記の点数を2倍に重みづけする。</p>
<p>コメント欄</p>	<ul style="list-style-type: none"> ポイント（着眼点）に照らし、評価点を判断した理由や着目した提案部分等を客観的かつ簡潔に記載する。 	

②研究開発手法

<p>ポイント (着眼点)</p>	<p>【有効性】</p> <ul style="list-style-type: none"> 提案された研究開発の手法が目標（アウトカム目標、アウトプット目標、到達目標）を達成するために妥当か。 等 <p>【効率性】</p> <ul style="list-style-type: none"> 提案された研究開発の手法が、（費用対効果の観点で）優れているか。効率的に研究開発の目標を達成できるか。例えば、 <ul style="list-style-type: none"> - 研究開発におけるコストが低い - 研究開発成果を生み出すまでの期間が短い - 費用構造が合理的 等 	
<p>評価指標 の考え方</p>	<p>5</p>	<p>4に加えて、特に優れている点を指摘出来る。 (特に優れている点をコメント欄に明記すること。)</p>
	<p>4</p>	<p>確実かつ効率的に目標の達成を図ることが出来ると見込まれる手法である。 特に、研究開発手法において独創性・新規性があると認められ、優位性がある。 (独創性・新規性があると認められる点をコメント欄に明記すること。)</p>
	<p>3</p>	<p>確実かつ効率的に目標の達成を図ることが出来ると見込まれる研究開発手法である。</p>
	<p>2</p>	<p>目標の達成を図ることが出来ると見込まれる研究開発手法であるが、効率性について改善を要すべき点がある。</p>
	<p>1</p>	<p>目標を達成できる見込みが極めて低い研究開発手法である。あるいは、著しく効率性に問題があり、適当ではない。</p>
<p>コメント欄</p>	<ul style="list-style-type: none"> ポイント（着眼点）に照らし、評価点を判断した理由や着目した提案部分等を客観的かつ簡潔に記載する。 	

③実施計画

ポイント (着眼点)	<ul style="list-style-type: none"> 研究開発の実実施計画が無理なく、効率的に組み立てられているか。例えば、 <ul style="list-style-type: none"> - 計画が具体的かつ明確に設定されている - 年次目標の設定が適切である 等 	
評価指標 の考え方	5	4に加えて、特に優れている点を指摘出来る。 (特に優れている点をコメント欄に明記すること。)
	4	実施計画が具体的かつ合理的に記載され、実現可能性が高いと判断される。さらに、独創的・新規性の高い取り組みが計画されており、優位性がある。(独創的・新規性の高い取り組みと認められる点をコメント欄に明記すること。)
	3	実施計画が具体的かつ合理的に記載され、実現可能性が高いと判断される。
	2	実施計画が具体的または合理的に記載されていない箇所があるなど、改善を要すべき点があり、実現可能性がやや低いと判断される。
	1	実施計画が具体的または合理的に記載されておらず、実現可能性が極めて低いと判断される、あるいは実現可能性の判断が困難である。
コメント欄	<ul style="list-style-type: none"> ポイント(着眼点)に照らし、評価点を判断した理由や着目した提案部分等を客観的かつ簡潔に記載する。 	

④実施体制

ポイント (着眼点)	<ul style="list-style-type: none"> 研究開発体制、スケジュール等の管理体制、(複数企業で受託した場合の)連携体制など、研究開発を実施するための体制は適切か。例えば、 <ul style="list-style-type: none"> - (複数機関による共同研究提案の場合)参加機関の役割分担は明確か。プロジェクト管理方法は問題ないか。 - (研究開発運営委員会等を設置する場合)研究開発の方針等について幅広い専門的観点から助言を得つつ、プロジェクト管理を確実に実行できる体制か。 - 研究設備、研究者の確保、研究管理能力等は充分か。 - 研究者が相当程度の研究実績を有しているか。 - エフォートは適切か 等 	
評価指標 の考え方	5	4に加えて、特に優れている点を指摘出来る。 (特に優れている点をコメント欄に明記すること。)
	4	実施体制等が具体的かつ効率的に組み立てられており、実働性に富むと判断される。(独創的で新規性・実現可能性の高い取り組みと認められる点をコメント欄に明記すること。)
	3	実施体制等が具体的かつ効率的に組み立てられており、実働性があると判断される。
	2	実施体制等が具体的または効率的に組み立てられていない部分があるなど、改善を要すべき点があり、実働性がやや乏しいと判断される。
	1	実施体制等が具体的または効率的に組み立てられておらず、実働性が極めて乏しいと判断される、あるいは実働性の判断が困難である。
コメント欄	<ul style="list-style-type: none"> ポイント(着眼点)に照らし、評価点を判断した理由や着目した提案部分等を客観的かつ簡潔に記載する。 	

⑤その他

ポイント (着眼点)	<ul style="list-style-type: none"> 基本計画書の「特記事項・留意事項」に記載の条件が十分に満たされているか。また、①～④以外の観点において提案は優れているか。 <ul style="list-style-type: none"> 手法の新規性、他の研究開発への発展性（研究目的の範囲外への波及効果） 提案者の実績（同様の研究開発の実績、財務体質、管理能力 等） <ul style="list-style-type: none"> ※ 不適格業者の排除という観点からのチェックに留め、新規参入の障壁とならないよう十分に配慮することとする。 研究開発成果の情報発信 人材の確保・育成への配慮 等 	
評価指標 の考え方	5	非常に優れている（非常に優れている点をコメント欄に明記すること。）
	4	優れている（優れている点をコメント欄に明記すること。）
	3	普通
	2	やや劣っている（やや劣っている点をコメント欄に明記すること。）
	1	劣っている（劣っている点をコメント欄に明記すること。）
コメント欄	<ul style="list-style-type: none"> ポイント（着眼点）に照らし、評価点を判断した理由や着目した提案部分等を客観的かつ簡潔に記載する。 	

⑥総合評価

ポイント (着眼点)	<ul style="list-style-type: none"> ①～⑤の個別事項毎の評価を総括して総合評価を行う。なお、①～⑤において2又は1の評価点があった場合には、「条件付き適」又は「不適」とする。 総合評価の採点は、 <ol style="list-style-type: none"> 当該研究開発を受託するに足るか否かの判断（「適」、「条件付き適」、「不適」） 総合評価点の算出による応募者の順位付けを行う。 なお、公募時に「提案要領」において示された公募資格（下欄参照）をひとつでも満足しない場合は「不適」とする。 	
評価指標 の考え方	適	研究開発を実施することできると判断される。
	条件付き適	付記する条件を満足することで研究開発を実施することができると判断される。
	不適	研究開発を実施することは困難であると判断される。
	総合評価点 ○ 点 / 30 点 順位 ○ 位 / 提案者 ○ 者中	
<ul style="list-style-type: none"> ※ $① \times 2 + ② + ③ + ④ + ⑤$を評価点とし、応募者の中における順位付けを行う。 ※ 総合評価が「適」とされた応募者の中から、予算の範囲内で最も順位の高い応募者を受託者に選定することとする。 ※ 応募された提案の中に、総合評価が「適」であるものがない場合は、「条件付き適」とされた提案を行った全ての応募者に対し、当該条件の内容を踏まえ、提案に修正を求めるとともに、総合評価が「適」となる応募者が現れるまで繰り返し採択評価を行う。また、応募された提案の総合評価が全て「不適」である場合は、再度公募を行う。 		
コメント欄	<ul style="list-style-type: none"> ポイント（着眼点）に照らし、特に理由や着目した提案部分等があれば客観的かつ簡潔に記載する。 	

(参考) 公募時に「提案要領」において示された公募資格

以下の a.から g.の要件を満たす、単独ないし複数の企業、大学、公益法人等

- a.当該研究開発課題に係る技術又は関連技術についての研究開発の実績を有し、かつ、当該委託研究を実施するために必要な組織、人員等を有していること。
- b.事業の実施の効率性や機動性向上の観点から、原則、日本国内に研究拠点を持つ企業等であること。海外研究拠点での研究は、研究項目の中で国内研究拠点において実施し得ないテーマ、海外の特殊な設備等を使用せざるを得ないテーマ等に限られていること。
- c.当該委託研究を円滑に執行するために必要な経営基盤を有し、かつ資金等について十分な管理能力を有していること。
- e.当該委託研究の全部又は一部を複数の企業等が共同して実施する場合（以下、このような形態で実施される研究開発を「共同研究」という。）、各企業等の役割と責任が明確に示されていること。また、各企業等のとりまとめを行う代表的な企業等（以下「代表研究機関」という。）が定められていること。
- f.府省共通研究開発管理システム（以下、「e-Rad」という。）に対して、「所属研究機関の登録」及び「研究者の登録」がなされていること。
- g.研究代表者（共同研究の場合は代表研究責任者）は、全ての研究開発期間を通じて、研究開発の遂行に関する全ての責務を負えること。
- h. 全ての研究代表者（共同研究の場合は代表研究責任者）及び研究者は、所属する企業等に対して、あらかじめ本事業へ提案することへの了解を得ていること。（研究開発の実施にあたって、研究資金は所属する企業等が管理するとともに、資金の経理処理も企業等が実施する必要がある。）

なお、課題Ⅱは、高度 AI システムに係る先進的かつ独創的な技術・製品・サービス・ビジネスモデルに関するプロトタイプ開発、トライアル分析、サービスコンセプト検証、事業性評価、社会的受容性の検証等を研究開発の対象としており、このような研究開発を通じて高度 AI システムの事業化をめざすとともに、事業化に関する将来構想を有する企業等であること。

また、課題Ⅱの研究開発では、研究開発成果を迅速かつ効果的に事業化に結びつけるため、イノベーション支援機関が受託者に対して高度 AI システムの事業化に係る以下の支援を行う。このため、イノベーション支援機関からの以下の支援を受けること予め了解している企業等であること。